

神奈川県社会的養育推進計画の進捗状況報告

令和2年3月に策定した「神奈川県社会的養育推進計画」（令和2年度～令和11年度）については、毎年度進捗状況を把握し、神奈川県児童福祉審議会（施設里親部会・権利擁護部会）に報告するとともに、その結果を公表することとしています。

令和2年度末現在の進捗状況についてご報告いたします。

1. 「代替養育の需要量と供給量」について

(1) 代替養育を必要とする子ども数（需要量）

| | | 平成30年度 (基準年) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和6年度 (推計) | 令和11年度 (推計) |
|------------------------|--------------------|-----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 児童人口 (県所管域) | 3歳未満 (0～2歳) | 60,691 | 58,550 | | 54,417 | 52,189 |
| | 3歳以上の就学前 (3～6歳) | 86,768 | 86,117 | | 78,324 | 72,990 |
| | 学童期以降 (7～19歳) | 323,515 | 320,720 | | 301,119 | 280,110 |
| | 計 | 470,974 | 465,387 | | 433,860 | 405,289 |
| 代替養育を 必要とする 子ども数 | 3歳未満 (0～2歳) | 109 | 105 | 93 | 106 | 102 |
| | 3歳以上の就学前 (3～6歳) | 115 | 112 | 111 | 112 | 104 |
| | 学童期以降 (7～19歳) | 506 | 531 | 516 | 505 | 470 |
| | 計 | 730 | 748 | 720 | 723 | 676 |

※潜在的需要（保護期間が2か月を超える一時保護児童）を含む。実際の措置委託子ども数は、H30：701人、R1：711人、R2：689人（各年度3月1日現在）

- ✓ 令和元年度は、児童人口が減少した一方、代替養育を必要とする子ども数は増加。
- ✓ しかしながら、令和2年度には減少に転じ、既に令和6年度の見込を下回っている。今後の推移を注視していく必要がある。

(2) 里親等委託率

| | 平成30年度 (基準年) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和6年度 (目標) | 令和11年度 (目標) |
|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 3歳未満 | 19.5% | 12.4% | 25.6% | 34.2% | 75.0% |
| 3歳以上の就学前 | 40.6% | 42.2% | 35.5% | 59.2% | 75.0% |
| 学童期以降 | 10.8% | 13.3% | 16.0% | 13.8% | 24.6% |
| 全体 | 16.5% | 18.0% | 20.5% | 24.0% | 40.0% |

- ✓ 令和元年度・2年度ともに、里親等委託率（全体）は着実に増加しており、令和2年度は初めて20%を越えた。
- ✓ 年齢区分別に見ると、「学童期以降」が既に令和6年度の目標値を上回っている一方、「3歳未満」及び「就学前」はまだ目標値には遠い。家庭養育が特に重要とされている年齢区分であり、今後さらに重点的に取組を進める必要がある。

(3) 里親登録数（供給量）及び里親等への委託子ども数

| | 平成30年度 (基準年) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和6年度 (目標) | 令和11年度 (目標) |
|-------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 里親登録数（供給量） | 226 | 241 | 253 | 280 | 360 |
| 里親等への委託子ども数 | 109 | 118 | 130 | 174 | 271 |
| 3歳未満 | 17 | 11 | 20 | 37 | 77 |
| 3歳以上の就学前 | 41 | 46 | 39 | 67 | 78 |
| 学童期以降 | 51 | 61 | 71 | 70 | 116 |

- ✓ 里親登録数は、令和元年度は15組増、令和2年度は12組増となり、順調に伸びている。
- ✓ このペースを維持できれば、令和6年度の目標も視野に入ってくるが、そのためには、より一層の里親の新規開拓が必要であり、更なる取組や工夫が求められる。

(4) 乳児院・児童養護施設等の供給量

| | 平成30年度 (基準年) | 令和元年度 (実績) | 令和2年度 (実績) | 令和6年度 (見込) | 令和11年度 (見込) |
|----------|-----------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 乳児院 | 77 | 77 | 77 | 71 | 67 |
| 児童養護施設 | 878※ | 845※ | 832※ | 767 | 636 |
| 児童自立支援施設 | 32※ | 32※ | 32※ | 36 | 36 |
| 児童心理治療施設 | 42 | 42 | 42 | 42 | 42 |

※暫定定員

- ✓ 児童養護施設の供給量は、徐々に減少している。
- ✓ 一方で、児童養護施設等の小規模化・地域分散化については、施設養育の需要の動向を見ながら、慎重に進めていく必要がある。

2. その他の評価項目について（※別添「神奈川県社会的養育推進計画 資料編 令和3年3月現在」参照）

その他、計画の進捗状況については、「取組みの方向（4つの柱）」ごとに設定する評価項目により把握することとしています。

このたび、計画を補足する「資料編」の該当箇所を令和3年3月現在の状況に更新する形で、進捗状況の把握を行いました。

3. 今後の対応について

引き続き、4つの柱ごとに、可能なものから着実に取組みを進めてまいります。

なお、令和4年度は、前期計画（令和2～6年度）の中間年に当たるため、進捗状況の把握とともに、代替養育を必要とする子ども数（需要量）や施設・里親等の数（供給量）の再推計についても、必要に応じて検討していきます。